

奄美市立赤木名中学校 学校生活の心得（１日の流れ）
～「当たり前前」の事を当たり前前にできる生徒」になるための実践９項目～

1 登校時

- (1) 8：00迄に登校する。（生徒会申し合わせ事項）
- (2) 登下校時の服装は、原則制服とする。ただし、雨天時、猛暑日等は各自の判断で体育服（ジャージ）での登下校を認める。
- (3) 生徒会生活美化部が遅刻調査を実施する。
- (4) 週番の生活美化部・学習部があいさつ運動を実施する。
- (5) 許可された生徒以外は自転車通学を認めない。
- (6) 欠席，遅刻，早退は必ず保護者が連絡をする。（7：30～8：00）
- (7) 「決意の一礼」を行う。
- (8) 車での送迎ではなく，自分の力で登校する。（送迎の際，正門周辺で乗降しない。）
- (9) 自転車通学生はヘルメットを被って，あごひもをしっかりと付ける。
- (10) 道路，歩道を広がって通行しない。（自転車の並進はしない）

2 朝読書・朝自習

- (1) 早朝練習や奉仕作業は7：40には終了し，生徒会の生徒も8：15からは朝読書・朝自習が始められるようにする。
- (2) 8：15までに各係は提出物の点検を終わらせる。
- (3) 8：10には朝読書の準備を終え，静かに過ごす。

3 授業

- (1) 「1分前着席・授業準備完了着席」を行い，チャイムと同時に黙想をする。
- (2) 号令の係はチャイムと同時に「黙想」の号令をかける。チャイムが鳴り終わったら「黙想やめ」，「起立」，「姿勢」と号令をかけ，他の生徒は「姿勢」の後，「はい」と返事をする。「礼」の号令であいさつをする。「着席」の号令までかける。終わりは「起立」，「姿勢」（はい），「礼」の号令で終わる。
- (3) あいさつの仕方は，係の「礼」の声に続き，全員気をつけの姿勢で「お願いします（ありがとうございました）」と大きな声を出し，その後，礼をする。
- (4) 授業時の服装は制服を原則とし，身なりを整える。
- (5) 授業時は，切り替えを早くするとともに，授業に積極的に参加する。
- (6) 移動教室の際は係で消灯し，各自机・椅子の整頓をする。

4 給食

- (1) 給食当番以外は4校時終了後5分以内に手洗い等をすませ机を移動し，教室で静かに待つ。
- (2) 4校時終了後15分以内にすべての準備を終え，全員そろって「いただきます」が言えるようにする。
- (3) 給食終了後（13：05），全員で「ごちそうさま」を言い，その後歯磨きや後片づけをする。
- (4) 給食当番は急いで準備をする（4校時終了後5分以内の12：40までにコンテナ室へ行く。また，給食着・マスク等は前の週の金曜日までに準備しておく）。

5 昼休み

- (1) 教室，廊下，校舎内，花壇周辺，駐車場で運動やボール遊びをしない。
- (2) 使用した道具等（ボールなど）は13：45に返却し，清掃に遅れないようにする。
- (3) 体育館は保体部の計画に従って，該当学年のみが使用する。
※ 校庭，体育館の使用時間は13：45までとする。
- (4) 給食終了後，作業カット以外の日は全生徒体育服に更衣する。

6 清掃

- (1) 予鈴で清掃区域に移動し、清掃を始める。
- (2) 始まりは作業場所にて黙想をし、終わりは区域ごとに反省をする。服装や作業の仕方等を確認し、時間いっぱい取り組む。

7 帰りの学活

- (1) 教科連絡等は昼休みまでに終了し、確実に連絡をする。
- (2) 日直は教室の整理、ゴミ捨て、戸締まり等を確認し、学級日誌に記入し、担任に提出する。

8 下校時

- (1) 「感謝の一礼」を行う。
- (2) 部活動生以外は直ちに下校し、部活動生は規定に従う。
- (3) 下校時の服装は、原則制服とする。(部活動生は顧問の判断とする) 雨天時、猛暑日等は各自の判断で体育服(ジャージ)での下校を認める。

9 その他

- (1) 不要物を学校に持ち込まない。
- (2) 登校後の外出は原則として禁止する。
- (3) 上履き、下履きの区別をつける。
- (4) 長期休業日等、学校へ用事で来るときは制服か学校指定のジャージとする。
- (5) 職員室・特別教室等への出入りは許可を受け、用事のある生徒のみとする。
- (6) 登下校は正門のみとする。
- (7) 自転車をきれいに並べる。
- (8) 体育の見学の際は、担任・教科担任へ届け出る。
- (9) 自転車に乗車する際は、必ずヘルメットを着用する。
- (10) 学校カバンや補助バッグに付ける飾り物は必要以上に付けない。(1個)
- (11) ネームは各学年の色のものを左胸に縫い付ける。
- (12) 汗拭きシートは無香料のものを使用し、ゴミは持ち帰る。制汗スプレーは使用しない。
- (13) リップクリーム・ハンドクリームは、無香・無色のもの。
- (14) タオルを持ち歩く際はたたむ。
- (15) ミサंगा・バンド・髪留めのゴム等を手や足につけない。
- (16) 防寒具(手袋・マフラー、女子のタイツ等)の着用時期は各自で判断する。

伝統ある赤木名中の生徒である誇りをもち、
みんなが気持ちよく生活できるようにしましょう。

◇服装規定

◎ 男子

1 髪型

- (1) 中学生らしく、高校受験にふさわしい髪型とする。
 - ・ 前髪が眼にかからない。
- (2) 剃り込みを入れたり、脱色・染色したり、パーマをかけたりしない。

2 上着

- (1) 冬は本校指定（標準的な学生服）の黒の詰め襟とする。

3 シャツ

- (1) 夏は本校指定の開襟シャツで、ズボンの中に入れ、肌着・下着を着用する。
- (2) 肌着・下着の色は指定しないが、絵や柄の入らないものとする。
（ワンポイントは可）。

4 ズボン

- (1) 本校指定（標準的な学生服）のノータックの黒色のズボンとする。
- (2) 裾はシングルとし、裾丈はくるぶしがかくれる程度とする。

5 ベルト

- (1) 幅が 3 ～ 4 c m 程度の黒色とする。

◎ 女子

1 髪型

- (1) 前髪の長さは、眼がかくれない程度で、後ろ髪が肩にかかる場合は、結ぶようにする。
- (2) 脱色・染色をしたり、パーマをかけたりしない。（ヘアアイロンは認める）
- (3) 髪留めのピンやゴムは髪に近い色を使用し、必要以上に多く付けない。

2 上着

- (1) 冬は本校指定の紺色の制服とする。
- (2) 制服の下には、必ず下着及び肌着（男子に準ずる）を着用し、リボン（結び目から下が 10 ～ 17 c m 程度）を付ける。
- (3) 夏は本校指定のセーラー服にリボンを付ける。

3 スカート

- (1) 本校指定の紺色のものとする。
- (2) 丈は膝が確実にかくれる長さとする。
- (3) 腰の部分でスカートを曲げて着ない。

◎ 男女共通

1 靴下

- (1) 白色の靴下（ワンポイントまで可）で、足裏に色がついているもの可。

2 靴

- (1) 白色のひも靴で、運動に適したものとする。（色のついたライン入りのシューズ，ファッションシューズ，ハイカットシューズ，ミドルカットシューズは不可）。
- (2) 上履きは本校指定スリッパ（新1年…黄，新2年…緑，新3年…青）とする。

3 カバン

- (1) 学校指定のものとし，華美な飾り物を必要以上に付けない。（一個）

4 髪

- (1) 整髪料は使用しない。

◇その他

- ・ 冬は防寒着を制服の下に着用しても良いが，制服の下からはみ出ないようにする。
- ・ 女子は，防寒対策として，黒のタイツ，レギンス，ストッキングの着用可とする。
着用時期は各自で判断する。
- ・ ネームは各学年の色（スリッパと同じ）のものを左胸に縫い付ける。
- ・ 化粧，マニキュア，色付きリップ等使用したり，イヤリングやピアスなど装飾品を付けたりしない。
- ・ 特別な理由により，規定以外になるとときには，担任に申し出て，職員の共通理解と校長の許可を得る。

◇上履き，下履きの区別

1 上履き（歩行可能場所）

- (1) 校舎建物内すべて（2階ベランダ含む）。
- (2) 校舎まわりのコンクリート部分（土など上がっていないところ，濡れていないところ）。
- (3) 2階への外階段（濡れていないところ）。
- (4) すのこの上。

2 下履き（歩行可能場所）

- (1) 外全域（2階への外階段は歩行不可）。
- (2) 校舎まわりのコンクリート部分（確実に靴の土を落としてある場合のみ）。